

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2025年8月25日提出 |
| 【計算期間】 | 第5期(自 2024年11月27日至 2025年5月26日) |
| 【ファンド名】 | M A X I S N Y ダウ上場投信（為替ヘッジあり） |
| 【発行者名】 | 三菱UFJアセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 横川 直 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区東新橋一丁目9番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 伊藤 晃 |
| 【連絡場所】 | 東京都港区東新橋一丁目9番1号 |
| 【電話番号】 | 03-4223-3037 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ダウ・ジョーンズ工業株価平均（TTM、円建て、円ヘッジ）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、5,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 独立区分 | 補足分類 |
|---------|--------|-------------------|------|---------|
| 単位型 | 国内 | 株式 | MMF | インデックス型 |
| | | 債券 | | |
| | 海外 | 不動産投信 | MRF | 特殊型 |
| | | その他資産 () | | |
| 追加型 | 内外 | 資産複合 | ETF | () |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替 ヘッジ | 対象 インデックス | 特殊型 |
|-------------------------|--------------|-------------|----------------------|---------------|---------------------------------------|--------------------------------|
| 株式 | 年1回 | グローバル | ファミリー ファンド | あり (フルヘッジ) | 日経225 | ブル・ペア型 |
| 一般 | 年2回 | 日本 | | | | |
| 大型株 | 年4回 | 北米 | | | TOPIX | 条件付運用型 |
| 中小型株 | 年6回 (隔月) | 欧州 | ファンド・ オブ・ ファンズ | なし | その他 (ダウ・ジョーンズ工業株価平均(TTM、円建て、円ヘッジ)) | ロング・ ショート型 / 絶対収益 追求型 |
| 債券 | 年12回 (毎月) | アジア | | | | |
| 一般 | 日々 | オセアニア | | | | |
| 公債 | | 中南米 | | | | |
| 社債 | | アフリカ | | | | |
| その他債券 | その他 () | 中近東 (中東) | | | | |
| クレジット | | エマージング | | | | |
| 属性 | | | | | | その他 () |
| () | | | | | | |
| 不動産投信 | | | | | | |
| その他資産 (投資信託証券(株式一般)) | | | | | | |
| 資産複合 () | | | | | | |

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

| | | |
|---------|-------------------------|--|
| 単位型・追加型 | 単位型 | 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。 |
| | 追加型 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 投資対象地域 | 国内 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 海外 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 内外 | 信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象資産 | 株式 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 債券 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 不動産投信（リート） | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他資産 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 資産複合 | 信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 独立区分 | M M F（マネー・マネージメント・ファンド） | 一般社団法人投資信託協会が定める「M R F及びM M Fの運営に関する規則」に規定するM M Fをいいます。 |
| | M R F（マネー・リザーブ・ファンド） | 一般社団法人投資信託協会が定める「M R F及びM M Fの運営に関する規則」に規定するM R Fをいいます。 |
| | E T F | 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。 |
| 補足分類 | インデックス型 | 信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| | 特殊型 | 信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。 |

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したもののです。

属性区分の定義

| | | | |
|--------|----|------|---------------------------------------|
| 投資対象資産 | 株式 | 一般 | 次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| | | 大型株 | 信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | | 中小型株 | 信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。 |

| | | |
|--------|----------|--|
| 債券 | 一般 | 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| | 公債 | 信託約款において、日本国または各國の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 社債 | 信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他債券 | 信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | クレジット属性 | 目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（B B B格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（B B格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。 |
| | 不動産投信 | 信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他資産 | 信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 資産複合 | 信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年1回 | 信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年2回 | 信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| 決算頻度 | 年4回 | 信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年6回（隔月） | 信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年12回（毎月） | 信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 日々 | 信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他 | 上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| | グローバル | 信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 日本 | 信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象地域 | 北米 | 信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 欧州 | 信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | アジア | 信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | オセアニア | 信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 中南米 | 信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | アフリカ | 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 中近東（中東） | 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |

| | | |
|-----------------|--------------------------|--|
| | エマージング | 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資形態 | ファミリーファンド | 信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。 |
| | ファンド・オブ・ファンズ | 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。 |
| 為替ヘッジ | あり | 信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。 |
| | なし | 信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |
| 対象インデックス | 日経225 | 信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| | TOPIX | 信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| | その他 | 信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| 特殊型 | ブル・ペア型 | 信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。 |
| | 条件付運用型 | 信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 |
| | ロング・ショート型／絶対収益追求型 | 信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他 | 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。 |

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したもののです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

対象指数(ダウ・ジョーンズ工業株価平均(TTM、円建て、円ヘッジ))に連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色



ダウ・ジョーンズ工業株価平均(TTM、円建て、円ヘッジ)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を、ダウ・ジョーンズ工業株価平均(TTM、円建て、円ヘッジ)の変動率に一致させることを目的として、主として対象指数に採用されている銘柄の株式に投資を行います。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

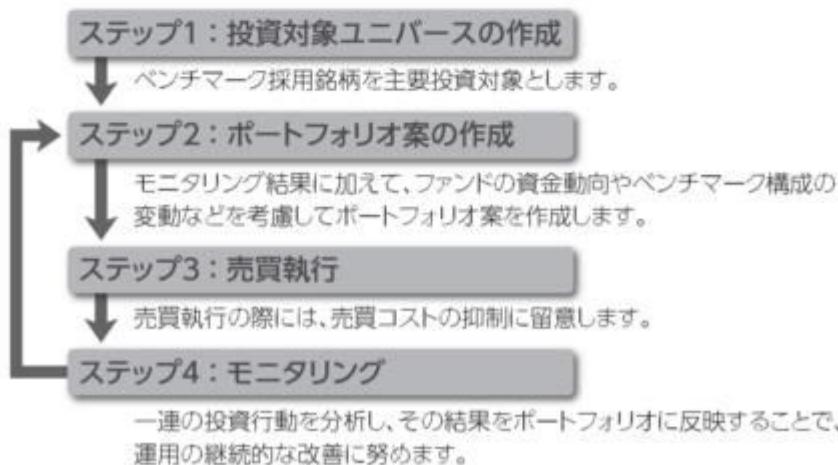
※実際の運用はNYダウインデックススマザーファンドを通じて行います。

<ダウ・ジョーンズ工業株価平均(TTM、円建て、円ヘッジ)について>

ダウ・ジョーンズ工業株価平均(NYダウ)とは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCの商品で、輸送株と公益株以外の商品とサービスを提供する米国の上場銘柄から、米国を代表する優良30銘柄を選出し、指数化したものです。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均(TTM、円建て、円ヘッジ)は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均(米ドルベース)を円ヘッジし、円換算したものです。

<運用プロセスのイメージ>



■ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

□ 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

為替対応
方針

原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。

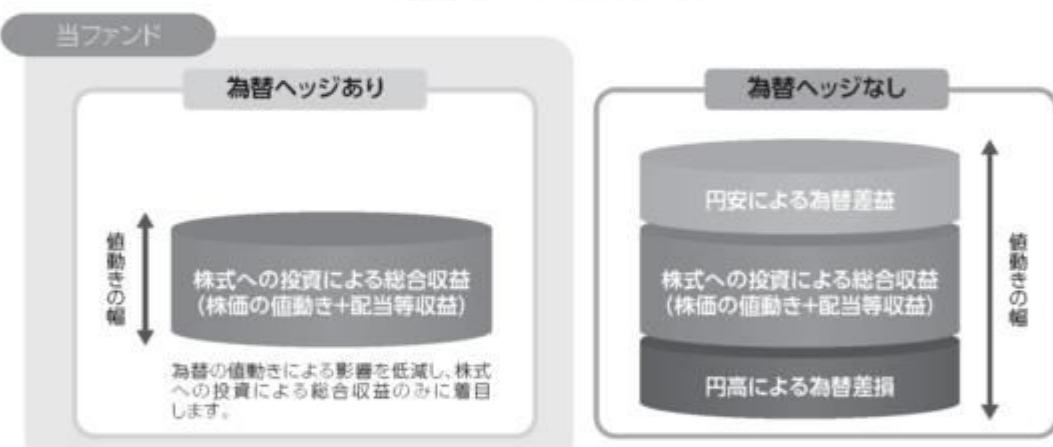
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。

為替ヘッジの活用

為替予約取引を活用し為替ヘッジを行うことにより、為替ヘッジをしなかった場合と比較して安定した値動きが期待されます。ただし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

なお、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

<投資リターンのイメージ>



■ 上記はファンドの投資リターンのイメージであり、ファンドの将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

■ ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をペビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



■上場投信の仕組み

ファンドの受益権は、下記の金融商品取引所で上場され、株式と同様に、市場価格で売買することができます。
金融商品取引所における売買単位は10口単位です。
取引方法は、原則として株式と同様です。売買手数料等につきましては、お取引される第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。
<金融商品取引所>
・東京証券取引所(2023年3月10日に新規上場)

■主な投資制限

- ・株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。



年2回の決算時に分配を行います。

- 年2回の決算時(5・11月の各26日)に分配を行います。
- 分配金額は、経費等控除後の配当等収益の全額を原則とします。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

●「MAXIS(マクシス)」の由来

「MAXIS(マクシス)」は三菱UFJアセットマネジメントが運用するETF(上場投資信託)シリーズの統一ブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客様の投資の中心軸(AXIS)」をめざすという三菱UFJアセットマネジメントの思いが込められています。

【「ダウ・ジョーンズ工業株価平均」の著作権等について】

「Dow Jones Industrial Average™」(ダウ・ジョーンズ工業株価平均) (当インデックス)はS&P Dow Jones Indices LLC ([SPDJI])の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJアセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC ([S&P])の登録商標で、DJIA®、The Dow®、Dow Jones®およびDow Jones Industrial Average®はDow Jones Trademark Holdings LLC ([Dow Jones])の商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサプライセンスが三菱UFJアセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社(総称して「S&P Dow Jones Indices」)によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡するDow Jones Industrial Averageの能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。

Dow Jones Industrial Averageに関する、S&P Dow Jones Indicesと三菱UFJアセットマネジメント株式会社との間にある唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesまたはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。Dow Jones Industrial Averageは三菱UFJアセットマネジメント株式会社または当ファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、Dow Jones Industrial Averageの決定、構成または計算において、三菱UFJアセットマネジメント株式会社または当ファンドの所有者の要求を考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの価格または数量、あるいは当ファンドの発行または販売のタイミングの決定、当ファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関する責任を負わず、またこれに開示したことではありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関する、いかなる義務または責任も負いません。Dow Jones Industrial Averageに基づく投資商品が、インデックスのパフォーマンスを正確に追跡する、あるいはプラスの投資収益を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資顧問会社ではありません。インデックスに証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。上記にかかわらず、CME Group Incとその関連会社は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社により現在発行されている当ファンドに関連しないが、当ファンドに類似または競合する金融商品を独自に発行またはスポンサーできるものとします。さらに、CME Group Incとその関連会社は、Dow Jones Industrial Averageのパフォーマンスに開連する金融商品を取り扱うものとします。

S&P DOW JONES INDICESは、Dow Jones Industrial Averageまたはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信(電子通信も含む)を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESは、これに含まれる誤り、欠落または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、Dow Jones Industrial Averageまたはそれに関連するデータの商品性、特定の目的または使用への適合性、それらを使用することによって三菱UFJアセットマネジメント株式会社、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICESは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESと三菱UFJアセットマネジメント株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

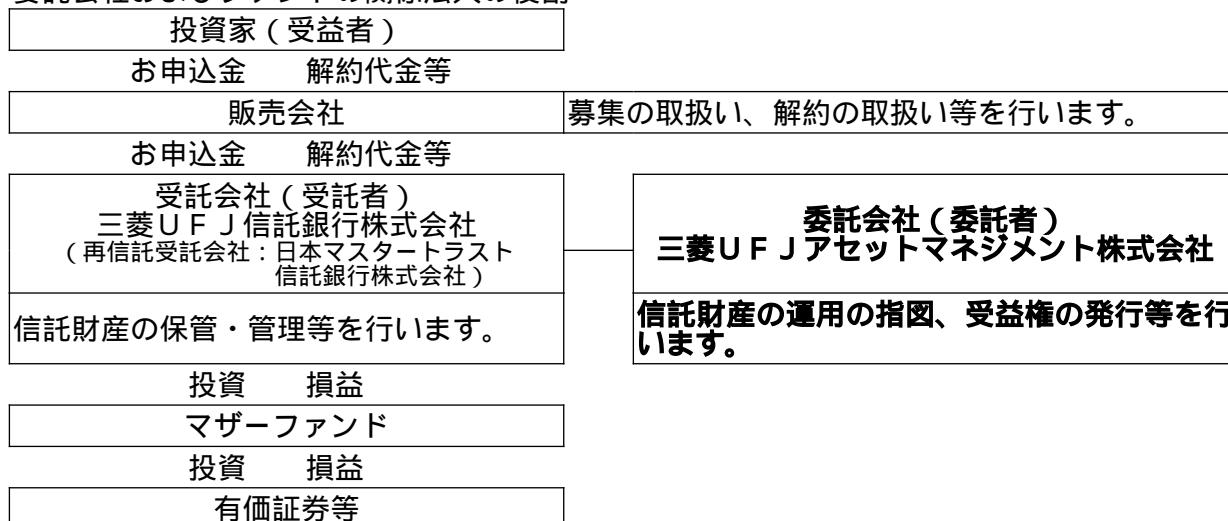
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

| | |
|------------|---------------------|
| 2023年3月9日 | 設定日、信託契約締結、運用開始 |
| 2023年3月10日 | ファンドの受益権を東京証券取引所に上場 |

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

| | |
|--|----|
| | 概要 |
|--|----|

| | |
|--------------------------------------|---|
| 委託会社と受託会社との契約 「信託契約」 | 運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。 |
| 委託会社と販売会社との契約 「上場投資信託の取扱い等に関する契約」 | 販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い等に係る事務の内容等が定められています。 |

委託会社の概況（2025年5月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革

| | |
|----------|--|
| 1997年5月 | 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始 |
| 2004年10月 | 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更 |
| 2005年10月 | 三菱投信株式会社とユーワエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更 |
| 2015年7月 | 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更 |
| 2023年10月 | エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更 |

・大株主の状況

| 株主名 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|-----------------------|-------------------|----------|--------|
| 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 211,581株 | 100.0% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

NYダウインデックススマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式に直接投資することがあります。
NYダウインデックススマザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてダウ・ジョーンズ工業株価平均（T T M、円建て、円ヘッジ）（以下「対象指数」といいます。）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、対象指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかります。
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1

項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

口. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のもとに限ります。）

　a. 有価証券先物取引等

　b. スワップ取引

八. 約束手形

二. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするNYダウインデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から12.の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16.において同じ。）で16.で定めるもの以外のもの

16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16.において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証

券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

< NYダウインデックススマザーファンドの概要 >

（基本方針）

この投資信託は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均（NYダウ）（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

投資対象

米国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

米国の株式を主要投資対象とし、ダウ・ジョーンズ工業株価平均（NYダウ）（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

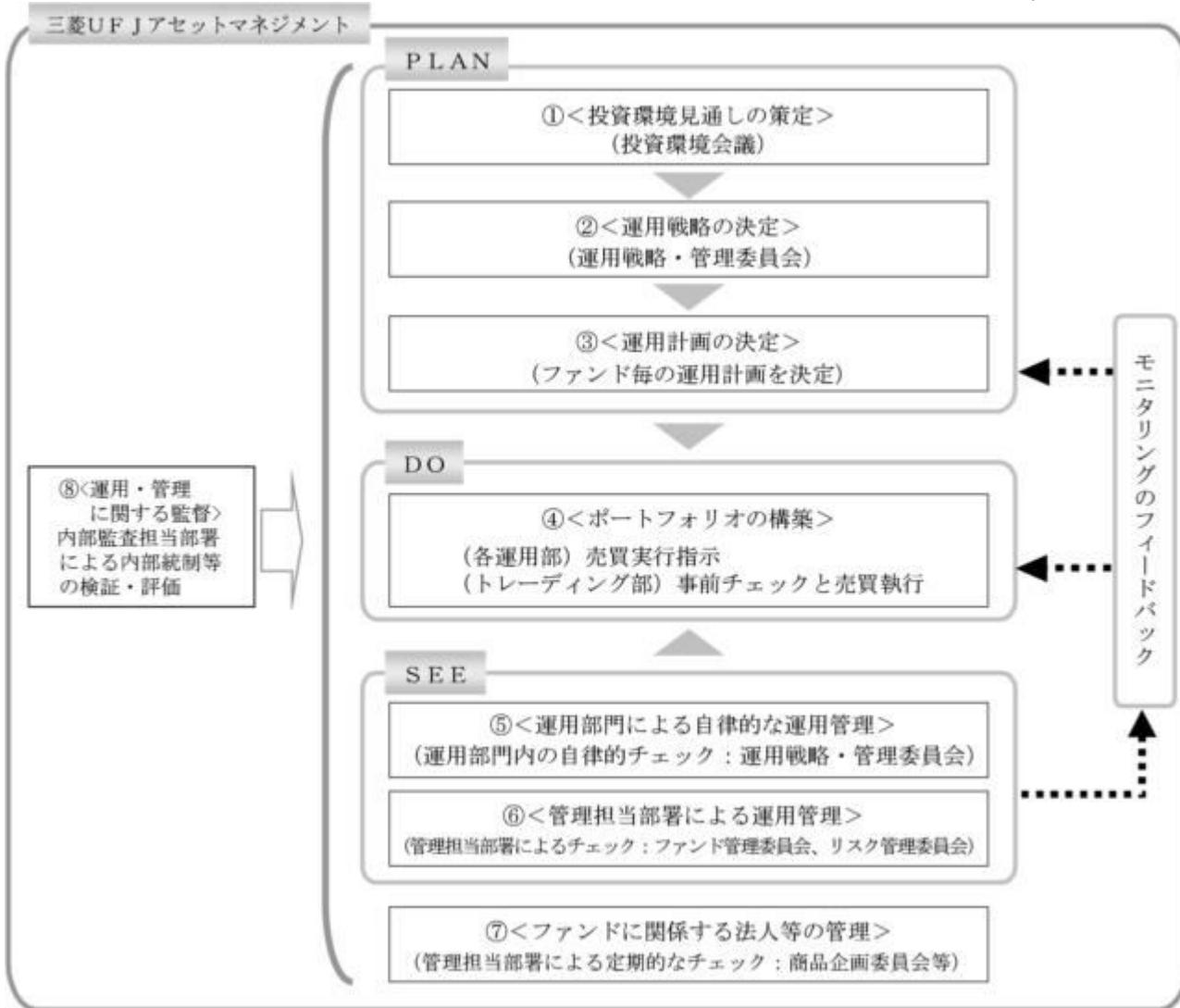
スワップ取引を行うことができます。

外国為替予約取引を行うことができます。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

（3）【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、**で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。**

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかに是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上では正・改善の検討が行われます。

ファンドに関する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

経費等控除後の配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。ただし、当該金額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。

売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（5）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

新株引受権証券および新株予約権証券

a . 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b . a .において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

投資信託証券

a . 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下a . およびb . において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b . a .において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の転換社債等

a . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b . a .において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転

換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

スワップ取引

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b . スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c . スワップ取引の評価は、原則として、当該取引契約の相手方が提示する価額または価格情報会社の提供する価額によるものとします。
- d . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b . a . の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1 . 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2 . 株式分割により取得する株券
 - 3 . 有償増資により取得する株券
 - 4 . 売出しにより取得する株券
 - 5 . 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（ に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - 6 . 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ 5 . に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

外国為替予約取引

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b . a . の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c . b . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d . b . の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b . a . の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により、b . の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b . 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a . 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b . a . の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

有価証券の貸付

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
- 1 . 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2 . 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b . a . に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c . 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

**価格変動
リスク**

株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

**為替変動
リスク**

組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかるご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

信用リスク

株式の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、株式の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

**流動性
リスク**

株式を売買しようとする際に、その株式の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

留意事項

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不履行リスクを伴い、ファンドが損失を被る可能性があります。
- ・ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・ ファンドは、換金時期に制限がありますのでご留意ください。
- ・ ファンドは、ダウ・ジョーンズ工業株価平均（TTM、円建て、円ヘッジ）の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因によりカイ離を生じることがあります。
- ・ ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格はファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
- ・ コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

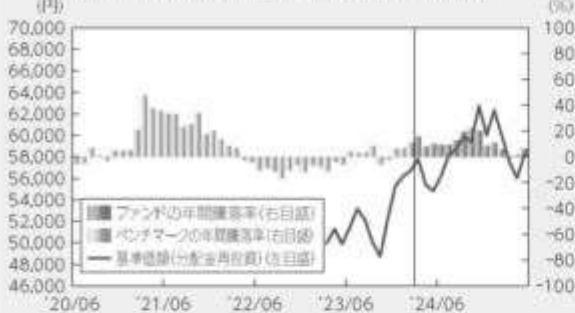
* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

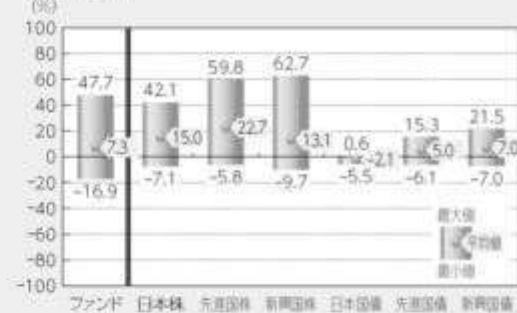
● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2024年3月～2025年5月です。
ベンチマークの年間騰落率は、2020年6月～2024年2月です。
基準価額(分配金再投資)は、2023年3月末～2025年5月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2020年6月末～2025年5月末)
ファンドの年間騰落率はベンチマーク(2024年2月以前)の年間騰落率を含みます。



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ベンチマークの年間騰落率は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指標について

| 資産クラス | 指数名 | 注記等 |
|-------|-------------------------------|--|
| 日本株 | 東証株価指数(TOPIX) (配当込み) | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る権利又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数值の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利ノウハウ及びUTOPIXに係る権利又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス (配当込み) | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債) | NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリーリサーチコンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債/フォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです、当該指標の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指標の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指標を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス (除く日本) | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨・販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMプローバル・ダイバーシティ | JPモルガンGBI-EMプローバル・ダイバーシティとは、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指標で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指標の著作権はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。 |

(注)海外の指標は、為替ヘッジなどによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定める額

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金(解約)手数料】

販売会社が定める額

換金(解約)手数料は販売会社にご確認ください。

換金(解約)手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、以下の通りです。

- ・ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.22%（税抜 年0.20%）以内の率を乗じて得た額となります。

100口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

| 支払先 | 委託会社 | 受託会社 |
|--------|-------|-------|
| 配分（税抜） | 0.17% | 0.03% |

上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

(有価証券の貸付の指図を行った場合)

有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。

その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。

この場合、ファンドの品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額の49.5%（税抜 45.0%）以内の額が上記の信託報酬に追加されます。

委託会社と受託会社が受け取る品貸料の配分は1：2の割合となります。

- ・信託報酬は日々ファンドの基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

| 支払先 | 対価として提供する役務の内容 |
|------|---|
| 委託会社 | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
| 受託会社 | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 |

(4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

- ・受益権の上場に係る費用（追加上場料（追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して0.00825%（税抜 0.0075%））、年間上場料（毎年末の純資産総額に対して

最大0.00825%（税抜 0.0075%）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。

- ・対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（信託財産の純資産総額に年0.05%（上限）を乗じて得た額）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

1. 受益権の売却時

売却価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得として課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

2. 収益分配金の受取り時

収益分配金は配当所得として課税されます。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

3. 受益権の解約時および償還時

上記1.と同様の取扱いとなります。

売却時、解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

上場証券投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドはNISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し（ETFの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

1. 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、譲渡益について、他の法人所得と合算して課税されます。

2. 収益分配金の受取り時

15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

3. 受益権の解約時および償還時

源泉徴収はありません。上記1.と同様の取扱いとなります。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2025年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【MAXIS NYダウ上場投信（為替ヘッジあり）】

（1）【投資状況】

2025年 5月30日現在
(単位：円)

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計 | 投資比率 (%) |
|--------------------------|--------|---------------|----------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 3,739,050,374 | 101.11 |
| コール・ローン、その他資産 (負債控除後) | | 41,117,688 | 1.11 |
| 純資産総額 | | 3,697,932,686 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

2025年 5月30日現在

| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|--------|-----------|--------------------|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | NYダウインデックススマザーファンド | 741,904,515 | 4.9270 | 3,655,363,546 | 5.0398 | 3,739,050,374 | 101.11 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2025年 5月30日現在

| 種類 | 投資比率 (%) |
|-----------|----------|
| 親投資信託受益証券 | 101.11 |
| 合計 | 101.11 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および2025年5月末日、同日前 1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

| | | 純資産総額 | | 基準価額 (1口当たりの純資産価額) | | 東京証券取引所 取引価格 |
|----------|---------------|---------------|---------------|-----------------------|--------|-----------------|
| | | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) | |
| 第1計算期間末日 | (2023年 5月26日) | 189,147,787 | 191,117,917 | 489.64 | 494.74 | 493.6 |
| 第2計算期間末日 | (2023年11月26日) | 1,284,087,777 | 1,287,585,397 | 513.98 | 515.38 | 514.5 |
| 第3計算期間末日 | (2024年 5月26日) | 3,804,720,595 | 3,827,486,866 | 551.50 | 554.80 | 552 |
| 第4計算期間末日 | (2024年11月26日) | 3,431,506,542 | 3,449,402,542 | 613.59 | 616.79 | 614 |
| 第5計算期間末日 | (2025年 5月26日) | 3,643,905,540 | 3,671,434,440 | 555.94 | 560.14 | 562.2 |
| | 2024年 5月末日 | 2,628,526,031 | | 537.81 | | 537.8 |
| | 6月末日 | 2,724,871,167 | | 551.31 | | 550.9 |
| | 7月末日 | 2,865,345,586 | | 569.93 | | 570.3 |
| | 8月末日 | 2,894,076,695 | | 575.99 | | 576.2 |
| | 9月末日 | 1,745,384,695 | | 587.37 | | 587 |
| | 10月末日 | 1,747,740,686 | | 582.68 | | 582 |
| | 11月末日 | 3,000,273,397 | | 612.49 | | 613.9 |
| | 12月末日 | 7,064,924,341 | | 585.55 | | 585 |
| | 2025年 1月末日 | 8,330,081,491 | | 608.55 | | 603.6 |
| | 2月末日 | 2,551,131,794 | | 585.32 | | 586 |
| | 3月末日 | 2,589,453,332 | | 561.52 | | 559.6 |
| | 4月末日 | 3,495,666,003 | | 546.67 | | 545.4 |
| | 5月末日 | 3,697,932,686 | | 564.18 | | 563.6 |

【分配の推移】

| | 1口当たりの分配金 |
|--------|-----------|
| 第1計算期間 | 5円10銭 |
| 第2計算期間 | 1円40銭 |
| 第3計算期間 | 3円30銭 |
| 第4計算期間 | 3円20銭 |
| 第5計算期間 | 4円20銭 |

【收益率の推移】

| | 收益率(%) |
|--------|----------|
| 第1計算期間 | 1.05 |
| 第2計算期間 | 5.25 |
| 第3計算期間 | 7.94 |
| 第4計算期間 | 11.83 |
| 第5計算期間 | 8.71 |

(注)「收益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 設定口数 | 解約口数 | 発行済口数 |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 第1計算期間 | 1,516,300 | 1,130,000 | 386,300 |
| 第2計算期間 | 2,112,000 | | 2,498,300 |

| | | | |
|--------|------------|------------|-----------|
| 第3計算期間 | 5,693,680 | 1,293,110 | 6,898,870 |
| 第4計算期間 | 2,925,000 | 4,231,370 | 5,592,500 |
| 第5計算期間 | 12,112,000 | 11,150,000 | 6,554,500 |

(参考)

N Y ダワインデックススマザーファンド

投資状況

2025年 5月30日現在

(単位:円)

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 | 投資比率(%) |
|--------------------------|------|-----------------|---------|
| 株式 | アメリカ | 118,726,068,129 | 95.65 |
| コール・ローン、その他資産 (負債控除後) | | 5,401,453,992 | 4.35 |
| 純資産総額 | | 124,127,522,121 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

2025年 5月30日現在

(単位:円)

| 資産の種類 | 建別 | 国/地域 | 時価合計 | 投資比率(%) |
|----------|----|------|---------------|---------|
| 株価指数先物取引 | 買建 | アメリカ | 5,442,453,194 | 4.38 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

2025年 5月30日現在

| 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|------|----|-------------------------|------------------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| アメリカ | 株式 | GOLDMAN SACHS GROUP INC | 金融サービス | 120,159 | 91,168.54 | 10,954,721,411 | 87,021.20 | 10,456,381,356 | 8.42 |
| アメリカ | 株式 | MICROSOFT CORP | ソフトウェア・サービス | 120,159 | 63,513.80 | 7,631,754,825 | 65,990.29 | 7,929,327,448 | 6.39 |
| アメリカ | 株式 | HOME DEPOT INC | 一般消費財・サービス流通・小売り | 120,159 | 59,374.22 | 7,134,347,723 | 52,985.88 | 6,366,730,631 | 5.13 |
| アメリカ | 株式 | VISA INC-CLASS A SHARES | 金融サービス | 120,159 | 47,563.91 | 5,715,231,954 | 52,138.48 | 6,264,908,580 | 5.05 |
| アメリカ | 株式 | SHERWIN-WILLIAMS CO/THE | 素材 | 120,159 | 51,727.82 | 6,215,563,154 | 51,181.75 | 6,149,948,199 | 4.95 |
| アメリカ | 株式 | CATERPILLAR INC | 資本財 | 120,159 | 58,093.58 | 6,980,467,137 | 50,612.02 | 6,081,490,588 | 4.90 |
| アメリカ | 株式 | MCDONALD'S CORP | 消費者サービス | 120,159 | 41,206.68 | 4,951,354,283 | 44,867.29 | 5,391,209,684 | 4.34 |
| アメリカ | 株式 | UNITEDHEALTH GROUP INC | ヘルスケア機器・サービス | 120,159 | 76,160.27 | 9,151,342,604 | 42,897.71 | 5,154,546,885 | 4.15 |
| アメリカ | 株式 | AMERICAN EXPRESS CO | 金融サービス | 120,159 | 45,933.94 | 5,519,376,914 | 42,496.32 | 5,106,315,387 | 4.11 |

| | | | | | | | | | |
|------|----|-----------------------------|------------------------|---------|-----------|---------------|-----------|---------------|------|
| アメリカ | 株式 | AMGEN INC | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 120,159 | 39,721.41 | 4,772,885,488 | 40,792.89 | 4,901,634,047 | 3.95 |
| アメリカ | 株式 | TRAVELERS COS INC/THE | 保険 | 120,159 | 34,861.55 | 4,188,929,229 | 39,479.36 | 4,743,801,223 | 3.82 |
| アメリカ | 株式 | SALESFORCE INC | ソフトウェア・サービス | 120,159 | 47,681.33 | 5,729,341,972 | 38,401.78 | 4,614,319,531 | 3.72 |
| アメリカ | 株式 | JPMORGAN CHASE & CO | 銀行 | 120,159 | 37,979.98 | 4,563,637,206 | 38,034.91 | 4,570,236,979 | 3.68 |
| アメリカ | 株式 | INTL BUSINESS MACHINES CORP | ソフトウェア・サービス | 120,159 | 32,477.65 | 3,902,482,356 | 37,217.73 | 4,472,045,255 | 3.60 |
| アメリカ | 株式 | HONEYWELL INTERNATIONAL INC | 資本財 | 120,159 | 31,759.40 | 3,816,177,981 | 32,398.08 | 3,892,921,532 | 3.14 |
| アメリカ | 株式 | BOEING CO/THE | 資本財 | 120,159 | 25,275.76 | 3,037,111,157 | 29,950.85 | 3,598,864,978 | 2.90 |
| アメリカ | 株式 | AMAZON.COM INC | 一般消費財・サービス流通・小売り | 120,159 | 33,529.35 | 4,028,853,389 | 29,594.05 | 3,555,992,535 | 2.86 |
| アメリカ | 株式 | APPLE INC | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 120,159 | 32,020.64 | 3,847,568,944 | 28,766.80 | 3,456,590,702 | 2.78 |
| アメリカ | 株式 | PROCTER & GAMBLE CO/THE | 家庭用品・パーソナル用品 | 120,159 | 23,653.76 | 2,842,212,716 | 24,250.72 | 2,913,943,130 | 2.35 |
| アメリカ | 株式 | JOHNSON & JOHNSON | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 120,159 | 21,204.62 | 2,547,926,777 | 22,095.55 | 2,654,979,745 | 2.14 |
| アメリカ | 株式 | 3M CO | 資本財 | 120,159 | 21,431.36 | 2,575,171,274 | 21,527.26 | 2,586,695,008 | 2.08 |
| アメリカ | 株式 | NVIDIA CORP | 半導体・半導体製造装置 | 120,159 | 20,354.37 | 2,445,760,873 | 20,025.26 | 2,406,215,853 | 1.94 |
| アメリカ | 株式 | CHEVRON CORP | エネルギー | 120,159 | 22,335.19 | 2,683,774,696 | 19,841.11 | 2,384,088,141 | 1.92 |
| アメリカ | 株式 | WALT DISNEY CO/THE | メディア・娯楽 | 120,159 | 16,048.29 | 1,928,347,363 | 16,116.31 | 1,936,520,583 | 1.56 |
| アメリカ | 株式 | WALMART INC | 生活必需品流通・小売り | 120,159 | 13,632.44 | 1,638,060,569 | 13,969.77 | 1,678,594,435 | 1.35 |
| アメリカ | 株式 | MERCK & CO. INC. | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 120,159 | 13,672.74 | 1,642,903,343 | 10,991.66 | 1,320,747,835 | 1.06 |
| アメリカ | 株式 | COCA-COLA CO/THE | 食品・飲料・タバコ | 120,159 | 8,969.79 | 1,077,801,522 | 10,285.26 | 1,235,867,313 | 1.00 |
| アメリカ | 株式 | CISCO SYSTEMS INC | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 120,159 | 8,937.82 | 1,073,960,651 | 9,071.00 | 1,089,962,710 | 0.88 |
| アメリカ | 株式 | NIKE INC -CL B | 耐久消費財・アパレル | 120,159 | 10,550.01 | 1,267,678,940 | 8,839.37 | 1,062,130,196 | 0.86 |
| アメリカ | 株式 | VERIZON COMMUNICATIONS INC | 電気通信サービス | 120,159 | 5,713.64 | 686,545,475 | 6,233.88 | 749,057,640 | 0.60 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2025年 5月30日現在

| 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|----|-------|---------|
| 株式 | エネルギー | 1.92 |
| | 素材 | 4.95 |
| | 資本財 | 13.02 |

| | |
|------------------------|--------------|
| 耐久消費財・アパレル | 0.86 |
| 消費者サービス | 4.34 |
| メディア・娯楽 | 1.56 |
| 一般消費財・サービス流通・小売り | 7.99 |
| 生活必需品流通・小売り | 1.35 |
| 食品・飲料・タバコ | 1.00 |
| 家庭用品・パーソナル用品 | 2.35 |
| ヘルスケア機器・サービス | 4.15 |
| 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 7.15 |
| 銀行 | 3.68 |
| 金融サービス | 17.58 |
| 保険 | 3.82 |
| ソフトウェア・サービス | 13.71 |
| テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 3.66 |
| 電気通信サービス | 0.60 |
| 半導体・半導体製造装置 | 1.94 |
| 小計 | 95.65 |
| 合計 | 95.65 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの

2025年 5月30日現在

| 資産の種類 | 地域 | 取引所名 | 資産の名称 | 建別 | 数量 | 通貨 | 簿価金額 | 簿価金額(円) | 評価金額 | 評価金額(円) | 投資比率(%) |
|----------|------|----------|--------------|----|-----|--------|--------------|---------------|------------|---------------|---------|
| 株価指数先物取引 | アメリカ | シカゴ商品取引所 | EMINIDOW2506 | 賃建 | 179 | アメリカドル | 37,002,215.9 | 5,323,508,801 | 37,828,965 | 5,442,453,194 | 4.38 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

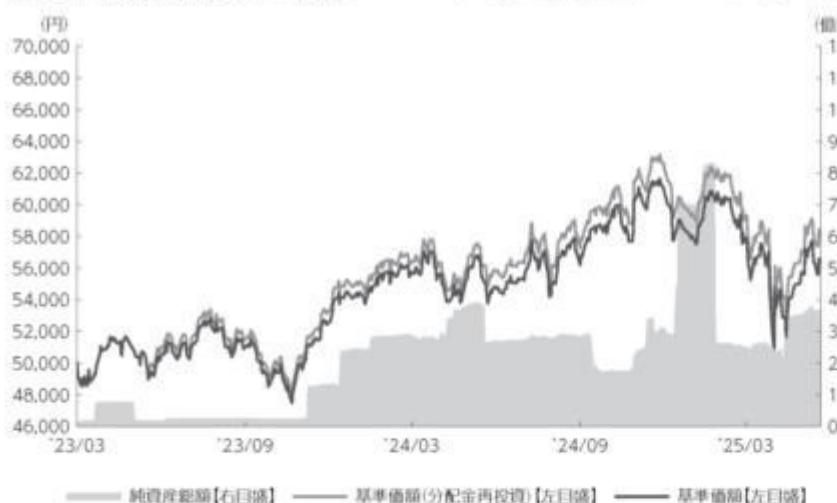
参考情報



運用実績

2025年5月30日現在

■基準価額・純資産の推移 2023年3月9日(設定日)～2025年5月30日



・基準価額、基準価額(分配金再投資)は50,000(当初元本100口当たり)を起点として表示

・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

| | |
|-------|---------|
| 基準価額 | 56,418円 |
| 純資産総額 | 36.9億円 |

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

| | |
|-----------|--------|
| 2025年 5月 | 420円 |
| 2024年 11月 | 320円 |
| 2024年 5月 | 330円 |
| 2023年 11月 | 140円 |
| 2023年 5月 | 510円 |
| 設定来累計 | 1,720円 |

・分配金は100口当たり、税引前

■主要な資産の状況

| 組入上位銘柄 | 業種 | 国・地域 | 比率 |
|---------------------------|------------------------|------|------|
| 1 GOLDMAN SACHS GROUP INC | 金融サービス | アメリカ | 8.5% |
| 2 MICROSOFT CORP | ソフトウェア・サービス | アメリカ | 6.5% |
| 3 HOME DEPOT INC | 一般消費財・サービス流通・小売り | アメリカ | 5.2% |
| 4 VISA INC-CLASS A SHARES | 金融サービス | アメリカ | 5.1% |
| 5 SHERWIN-WILLIAMS CO/THE | 素材 | アメリカ | 5.0% |
| 6 CATERPILLAR INC | 資本財 | アメリカ | 5.0% |
| 7 MCDONALD'S CORP | 消費者サービス | アメリカ | 4.4% |
| 8 UNITEDHEALTH GROUP INC | ヘルスケア機器・サービス | アメリカ | 4.2% |
| 9 AMERICAN EXPRESS CO | 金融サービス | アメリカ | 4.2% |
| 10 AMGEN INC | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | アメリカ | 4.0% |

| その他の資産の状況 | 比率 |
|---------------|------|
| 株価指数先物取引 (買建) | 4.4% |

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

・「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間收益率の推移



・收益率は基準価額(分配金再投資)で計算

・2023年は3月9日(設定日)から年末までの、2025年は年初から5月30日までの收益率を表示

・2022年以前は対象指数(ベンチマーク)の年間收益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則、取得申込受付日の午後4時までに受け付けた取得申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該取得申込受付日の申込みとします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下に定める日には取得申込みができません。

1. ニューヨーク証券取引所の休業日

2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内）

3. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間

4. 1. から3. のほか、委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

なお、委託会社は、2. から4. に定める日の申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における申込みについては受け付けることができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

1,000口以上1口単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込価額の照会方法

申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

M A X I S 専用サイト <https://maxis.am.mufg.jp/>

申込手数料

販売会社が定める額

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受け付けを中止することができます。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2 【換金（解約）手続等】

解約の受付

受益者は、自己に帰属する受益権につき解約の請求ができます。原則、解約請求受付日の午後4時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該解約請求受付日の請求とします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下に定める日には解約請求ができません。

1. ニューヨーク証券取引所の休業日
2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内）
3. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
4. 1. から 3. のほか、委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

なお、委託会社は、2. から 4. に定める日の解約請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における解約請求については受け付けることができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

1,000口以上1口単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
(受付時間：営業日の9:00～17:00)
ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

解約手数料

販売会社が定める額

解約手数料は販売会社にご確認ください。

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合そ

の他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。
また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

買取り

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の2営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。
受益権の買取価額は、買取請求の受付日の翌営業日の基準価額とします。
販売会社は、受益権の買取りを行うときは、販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。
販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。
受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行つた当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとします。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、当ファンドでは100口当たりの価額で表示されます。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

- ・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

- ・転換社債 / 転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

- ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

MAXIS専用サイト <https://maxis.am.mufg.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限（2023年3月9日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることができます。

（4）【計算期間】

毎年5月27日から11月26日および11月27日から翌年5月26日まで

ただし、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

・2026年3月9日以降に受益権の口数が200万口を下回ることとなったとき

・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のとき、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象指数が廃止された場合、対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めたファンドの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、原則として、ファンドを償還させます。

なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合によりファンドを償還するときには、その廃止された日にファンドを償還するための手続きを開始するものとします。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

金融商品取引所への上場

委託会社は、ファンドの受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。

委託会社は、ファンドの受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

反対者の買取請求権

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「上場投資信託の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3カ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

投資信託及び投資法人に関する法律により、交付運用報告書および運用報告書（全体版）の作成・交付は行いません。運用内容については、販売会社または委託会社の照会先にてご確認いただけます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承

継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権および名義登録

受益者（計算期間終了日において受益者名簿に名義登録^(注)されている受益者（「名義登録受益者」といいます。）とします。）は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

- ・収益分配金は、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式等により支払われます。

- ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（注）受託会社は、ファンドに係る受益者名簿を作成し、受益者について、その氏名または名称および住所その他受託会社が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。また、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称および住所その他受託会社の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

受益者は、ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。）を経由して受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は登録を受託会社（受託会社が受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者（信託終了日において受益者名簿に名義登録されている受益者（「名義登録受益者」といいます。）とします。）は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

- ・償還金は、原則として信託終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該償還金を振り込む方式により支払われます。
- ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金(解約)請求する権利を有します。
くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」を参照してください。

第3 【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2024年11月27日から2025年5月26日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【MAXIS NYダウ上場投信（為替ヘッジあり）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第4期 [2024年11月26日現在] | 第5期 [2025年 5月26日現在] |
|-----------------|--------------------------|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 3,937,926 | 5,801,598 |
| 親投資信託受益証券 | 3,465,118,642 | 3,683,123,958 |
| 派生商品評価勘定 | 3,328,572 | 2,020,231 |
| 未収入金 | 113,000 | 94,000 |
| 未収利息 | 23 | 73 |
| 流動資産合計 | <u>3,472,498,163</u> | <u>3,691,039,860</u> |
| 資産合計 | <u>3,472,498,163</u> | <u>3,691,039,860</u> |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 19,241,489 | 13,956,750 |
| 未払金 | 139,029 | 102,760 |
| 未払収益分配金 | 17,896,000 | 27,528,900 |
| 未払受託者報酬 | 425,216 | 646,184 |
| 未払委託者報酬 | 2,409,479 | 3,661,668 |
| その他未払費用 | 880,408 | 1,238,058 |
| 流動負債合計 | <u>40,991,621</u> | <u>47,134,320</u> |
| 負債合計 | <u>40,991,621</u> | <u>47,134,320</u> |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 2,796,250,000 | 3,277,250,000 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 635,256,542 | 366,655,540 |
| (分配準備積立金) | <u>420,477</u> | <u>499,944</u> |
| 元本等合計 | <u>3,431,506,542</u> | <u>3,643,905,540</u> |
| 純資産合計 | <u>3,431,506,542</u> | <u>3,643,905,540</u> |
| 負債純資産合計 | <u>3,472,498,163</u> | <u>3,691,039,860</u> |

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

| | 第4期 自 2024年 5月27日 至 2024年11月26日 | 第5期 自 2024年11月27日 至 2025年 5月26日 |
|--|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 3,281 | 9,739 |
| 有価証券売買等損益 | 274,336,946 | 152,339,684 |
| 為替差損益 | 54,282,833 | 148,046,130 |
| その他収益 | 267,385 | - |
| 営業収益合計 | 328,890,445 | 4,283,815 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 425,216 | 646,184 |
| 委託者報酬 | 2,409,479 | 3,661,668 |
| その他費用 | 900,634 | 1,417,525 |
| 営業費用合計 | 3,735,329 | 5,725,377 |
| 営業利益又は営業損失() | 325,155,116 | 10,009,192 |
| 経常利益又は経常損失() | 325,155,116 | 10,009,192 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 325,155,116 | 10,009,192 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | - | - |
| 期首剩余金又は期首次損金() | 355,285,595 | 635,256,542 |
| 剩余金増加額又は欠損金減少額 | 262,246,770 | 862,466,090 |
| 当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額 | 262,246,770 | 862,466,090 |
| 剩余金減少額又は欠損金増加額 | 289,534,939 | 1,093,529,000 |
| 当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額 | 289,534,939 | 1,093,529,000 |
| 分配金 | 17,896,000 | 27,528,900 |
| 期末剩余金又は期末欠損金() | 635,256,542 | 366,655,540 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 |
| 3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。 |

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

| | 第4期 [2024年11月26日現在] | 第5期 [2025年 5月26日現在] |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 1. 期首元本額 | 3,449,435,000円 | 2,796,250,000円 |
| 期中追加設定元本額 | 1,462,500,000円 | 6,056,000,000円 |
| 期中一部解約元本額 | 2,115,685,000円 | 5,575,000,000円 |
| 2. 受益権の総数 | 5,592,500口 | 6,554,500口 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第4期 自 2024年 5月27日 至 2024年11月26日 | 第5期 自 2024年11月27日 至 2025年 5月26日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------------------|-------------|--|----------|---|----------|--------------|---|-------------|----------|---|----------|----------|---------|-------------|----|---|------------|---------------|-------|-------------|--------|---|-------------|----------------|-------|----------|--------------|---|------------|-------------|-------------|------|--|----|--|--|----------|---|--------|--------------|---|-------------|----------|---|----------|----------|---------|-------------|----|---|------------|---------------|-------|-------------|--------|---|-------------|----------------|-------|----------|--------------|---|------------|-------------|-------------|------|
| 1. その他費用 上場費用および商標使用料等を含んでおります。 | 1. その他費用 上場費用および商標使用料等を含んでおります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 分配金の計算過程 | 2. 分配金の計算過程 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期配当等収益額</td><td>A</td><td>270,666円</td></tr> <tr> <td>親ファンドの配当等収益額</td><td>B</td><td>21,362,755円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>C</td><td>418,385円</td></tr> <tr> <td>配当等収益合計額</td><td>D=A+B+C</td><td>22,051,806円</td></tr> <tr> <td>経費</td><td>E</td><td>3,735,329円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>F=D-E</td><td>18,316,477円</td></tr> <tr> <td>収益分配金額</td><td>G</td><td>17,896,000円</td></tr> <tr> <td>次期繰越金(分配準備積立金)</td><td>H=F-G</td><td>420,477円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>I</td><td>5,592,500口</td></tr> <tr> <td>100口当たり分配金額</td><td>J=G/I × 100</td><td>320円</td></tr> </tbody> </table> | 項目 | | | 当期配当等収益額 | A | 270,666円 | 親ファンドの配当等収益額 | B | 21,362,755円 | 分配準備積立金額 | C | 418,385円 | 配当等収益合計額 | D=A+B+C | 22,051,806円 | 経費 | E | 3,735,329円 | 当ファンドの分配対象収益額 | F=D-E | 18,316,477円 | 収益分配金額 | G | 17,896,000円 | 次期繰越金(分配準備積立金) | H=F-G | 420,477円 | 当ファンドの期末残存口数 | I | 5,592,500口 | 100口当たり分配金額 | J=G/I × 100 | 320円 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期配当等収益額</td><td>A</td><td>9,739円</td></tr> <tr> <td>親ファンドの配当等収益額</td><td>B</td><td>33,324,005円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>C</td><td>420,477円</td></tr> <tr> <td>配当等収益合計額</td><td>D=A+B+C</td><td>33,754,221円</td></tr> <tr> <td>経費</td><td>E</td><td>5,725,377円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>F=D-E</td><td>28,028,844円</td></tr> <tr> <td>収益分配金額</td><td>G</td><td>27,528,900円</td></tr> <tr> <td>次期繰越金(分配準備積立金)</td><td>H=F-G</td><td>499,944円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>I</td><td>6,554,500口</td></tr> <tr> <td>100口当たり分配金額</td><td>J=G/I × 100</td><td>420円</td></tr> </tbody> </table> | 項目 | | | 当期配当等収益額 | A | 9,739円 | 親ファンドの配当等収益額 | B | 33,324,005円 | 分配準備積立金額 | C | 420,477円 | 配当等収益合計額 | D=A+B+C | 33,754,221円 | 経費 | E | 5,725,377円 | 当ファンドの分配対象収益額 | F=D-E | 28,028,844円 | 収益分配金額 | G | 27,528,900円 | 次期繰越金(分配準備積立金) | H=F-G | 499,944円 | 当ファンドの期末残存口数 | I | 6,554,500口 | 100口当たり分配金額 | J=G/I × 100 | 420円 |
| 項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期配当等収益額 | A | 270,666円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 親ファンドの配当等収益額 | B | 21,362,755円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配準備積立金額 | C | 418,385円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 配当等収益合計額 | D=A+B+C | 22,051,806円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経費 | E | 3,735,329円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの分配対象収益額 | F=D-E | 18,316,477円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益分配金額 | G | 17,896,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 次期繰越金(分配準備積立金) | H=F-G | 420,477円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの期末残存口数 | I | 5,592,500口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100口当たり分配金額 | J=G/I × 100 | 320円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期配当等収益額 | A | 9,739円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 親ファンドの配当等収益額 | B | 33,324,005円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配準備積立金額 | C | 420,477円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 配当等収益合計額 | D=A+B+C | 33,754,221円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経費 | E | 5,725,377円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの分配対象収益額 | F=D-E | 28,028,844円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益分配金額 | G | 27,528,900円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 次期繰越金(分配準備積立金) | H=F-G | 499,944円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの期末残存口数 | I | 6,554,500口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100口当たり分配金額 | J=G/I × 100 | 420円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 第4期 自 2024年 5月27日 至 2024年11月26日 | 第5期 自 2024年11月27日 至 2025年 5月26日 |
|--------------------------|---|---------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | 同左 |

| 区分 | 第4期 | 第5期 |
|-------------------|--|--------------------------------|
| | 自 2024年 5月27日 至 2024年11月26日 | 自 2024年11月27日 至 2025年 5月26日 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 | 同左 |

2 金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 第4期 | 第5期 |
|----------------------------|---|---|
| | [2024年11月26日現在] | [2025年 5月26日現在] |
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | (1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記) に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 | (1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 第4期 | 第5期 |
|-----------|----------------------------|----------------------------|
| | [2024年11月26日現在] | [2025年 5月26日現在] |
| 親投資信託受益証券 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
| 合計 | 285,091,578 | 168,644,767 |

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第4期 [2024年11月26日現在]

| 区分 | 種類 | 契約額等(円) | 時価(円) | 評価損益(円) |
|-----------|------------------------|---------------|---------------|------------|
| | | | うち1年超 | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 アメリカドル | 3,223,479,107 | 3,239,392,024 | 15,912,917 |
| 合計 | | 3,223,479,107 | 3,239,392,024 | 15,912,917 |

第5期 [2025年 5月26日現在]

| 区分 | 種類 | 契約額等(円) | 時価(円) | 評価損益(円) |
|----|----|-----------|---------|-----------|
| | | | うち1年超 | |

| | | | | | |
|-----------|------------------------|---------------|--|---------------|------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 アメリカドル | 3,542,881,543 | | 3,554,818,062 | 11,936,519 |
| | 合計 | 3,542,881,543 | | 3,554,818,062 | 11,936,519 |

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

| | 第4期 [2024年11月26日現在] | 第5期 [2025年 5月26日現在] |
|----------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1口当たり純資産額 (100口当たり純資産額) | 613.59円 (61,359円) | 555.94円 (55,594円) |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種類 | 銘柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|-----------|-------------------|-------------|---------------|----|
| 親投資信託受益証券 | NYダウインデックスマザーファンド | 747,538,859 | 3,683,123,958 | |
| | 合計 | 747,538,859 | 3,683,123,958 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

NYダウインデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[2025年 5月26日現在]

資産の部

流動資産

[2025年 5月26日現在]

| | |
|-------------|-----------------|
| 預金 | 3,922,570,635 |
| コール・ローン | 82,453,921 |
| 株式 | 116,084,066,866 |
| 派生商品評価勘定 | 87,150,142 |
| 未収配当金 | 155,521,180 |
| 未収利息 | 1,047 |
| 差入委託証拠金 | 1,024,423,548 |
| 流動資産合計 | 121,356,187,339 |
| 資産合計 | 121,356,187,339 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 42,209,322 |
| 未払解約金 | 18,486,238 |
| 流動負債合計 | 60,695,560 |
| 負債合計 | 60,695,560 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 24,618,636,364 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金() | 96,676,855,415 |
| 元本等合計 | 121,295,491,779 |
| 純資産合計 | 121,295,491,779 |
| 負債純資産合計 | 121,356,187,339 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 |
| 3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。 |

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

| | [2025年 5月26日現在] |
|--------------------------|-------------------|
| 1. 期首 | 2024年11月27日 |
| 期首元本額 | 22,218,289,196円 |
| 期中追加設定元本額 | 4,117,695,869円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,717,348,701円 |
| 元本の内訳 | |
| MAXIS NYダウ上場投信 | 1,513,392,835円 |
| MAXIS NYダウ上場投信(為替ヘッジあり) | 747,538,859円 |
| eMAXIS NYダウインデックス | 13,048,844,747円 |
| NYダウ・インデックスファンド(為替ヘッジあり) | 965,366,003円 |
| NYダウ・インデックスファンド(為替ヘッジなし) | 8,343,493,920円 |
| 合計 | 24,618,636,364円 |
| 2. 受益権の総数 | 24,618,636,364口 |

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 自 2024年11月27日 至 2025年 5月26日 |
|-----------------|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |

| | |
|--------------------------|--|
| 区分 | 自 2024年11月27日 至 2025年 5月26日 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | <p>当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | |

2 金融商品の時価等に関する事項

| | |
|----------------------------|---|
| 区分 | [2025年 5月26日現在] |
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | <p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | [2025年 5月26日現在] |
|----|--------------------|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 株式 | 7,488,960,239 |
| 合計 | 7,488,960,239 |

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

[2025年 5月26日現在]

| 区分 | 種類 | 契約額等（円） | 時価（円） | | 評価損益（円） | | |
|------|----------------|---------------|-------|--|---------------|--|--|
| | | | うち1年超 | | | | |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 買建 | 5,100,279,339 | | | 45,213,608 | | |
| | | | | | | | |
| 合計 | | 5,100,279,339 | | | 5,145,492,947 | | |
| | | | | | 45,213,608 | | |

（注）時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

[2025年 5月26日現在]

| 区分 | 種類 | 契約額等(円) | 時価(円) | | 評価損益(円) |
|-----------|--------|-------------|-------|-------------|---------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 買建 | | | 71,932,996 | 365,804 |
| | アメリカドル | 72,298,800 | | | |
| | 売建 | 72,452,889 | | 72,359,873 | 93,016 |
| 合計 | | 144,751,689 | | 144,292,869 | 272,788 |

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

| | | [2025年 5月26日現在] |
|---------------------------|--|----------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | | 4.9270円 (49,270円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|--------|-----------------------------|---------|--------|---------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| アメリカドル | CHEVRON CORP | 120,159 | 136.54 | 16,406,509.86 | |
| | SHERWIN-WILLIAMS CO/THE | 120,159 | 352.51 | 42,357,249.09 | |
| | 3M CO | 120,159 | 147.62 | 17,737,871.58 | |
| | BOEING CO/THE | 120,159 | 202.36 | 24,315,375.24 | |
| | CATERPILLAR INC | 120,159 | 343.39 | 41,261,399.01 | |
| | HONEYWELL INTERNATIONAL INC | 120,159 | 222.03 | 26,678,902.77 | |
| | NIKE INC -CL B | 120,159 | 60.02 | 7,211,943.18 | |
| | MCDONALD'S CORP | 120,159 | 314.57 | 37,798,416.63 | |
| | WALT DISNEY CO/THE | 120,159 | 109.72 | 13,183,845.48 | |
| | AMAZON.COM INC | 120,159 | 200.99 | 24,150,757.41 | |
| | HOME DEPOT INC | 120,159 | 362.71 | 43,582,870.89 | |
| | WALMART INC | 120,159 | 96.34 | 11,576,118.06 | |
| | COCA-COLA CO/THE | 120,159 | 71.77 | 8,623,811.43 | |

| | | | | |
|-----------------------------|-----------|--------|--------------------------------------|--|
| PROCTER & GAMBLE CO/THE | 120,159 | 165.86 | 19,929,571.74 | |
| UNITEDHEALTH GROUP INC | 120,159 | 295.57 | 35,515,395.63 | |
| AMGEN INC | 120,159 | 271.66 | 32,642,393.94 | |
| JOHNSON & JOHNSON | 120,159 | 152.94 | 18,377,117.46 | |
| MERCK & CO. INC. | 120,159 | 77.58 | 9,321,935.22 | |
| JPMORGAN CHASE & CO | 120,159 | 260.71 | 31,326,652.89 | |
| AMERICAN EXPRESS CO | 120,159 | 285.22 | 34,271,749.98 | |
| GOLDMAN SACHS GROUP INC | 120,159 | 598.54 | 71,919,967.86 | |
| VISA INC-CLASS A SHARES | 120,159 | 353.54 | 42,481,012.86 | |
| TRAVELERS COS INC/THE | 120,159 | 271.04 | 32,567,895.36 | |
| INTL BUSINESS MACHINES CORP | 120,159 | 258.63 | 31,076,722.17 | |
| MICROSOFT CORP | 120,159 | 450.18 | 54,093,178.62 | |
| SALESFORCE INC | 120,159 | 273.13 | 32,819,027.67 | |
| APPLE INC | 120,159 | 195.27 | 23,463,447.93 | |
| CISCO SYSTEMS INC | 120,159 | 63.11 | 7,583,234.49 | |
| VERIZON COMMUNICATIONS INC | 120,159 | 43.32 | 5,205,287.88 | |
| NVIDIA CORP | 120,159 | 131.29 | 15,775,675.11 | |
| アメリカドル 小計 | 3,604,770 | | 813,255,337.44 (116,084,066,866) | |
| 合 計 | 3,604,770 | | 116,084,066,866 (116,084,066,866) | |

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

| 種類 | 銘柄数 | 組入株式時価比率 | 有価証券の合計金額に対する比率 |
|--------|---------|----------|-----------------|
| アメリカドル | 株式 30銘柄 | 100.00% | 100.00% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【MAXIS NYダウ上場投信（為替ヘッジあり）】

【純資産額計算書】

2025年 5月30日現在

(単位：円)

| | |
|-----------------|---------------|
| 資産総額 | 3,768,399,232 |
| 負債総額 | 70,466,546 |
| 純資産総額（ - ） | 3,697,932,686 |
| 発行済口数 | 6,554,500口 |
| 1口当たり純資産価額（ / ） | 564.18 |
| (100口当たり) | (56,418) |

(参考)

NYダウインデックススマザーファンド

純資産額計算書

2025年 5月30日現在

(単位：円)

| | |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 124,150,167,521 |
| 負債総額 | 22,645,400 |
| 純資産総額（ - ） | 124,127,522,121 |
| 発行済口数 | 24,629,298,190口 |
| 1口当たり純資産価額（ / ） | 5.0398 |
| (10,000口当たり) | (50,398) |

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 講渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2025年5月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社です。会社の機関としては、株主総会の他、取締役会、代表取締役、監査等委員会を設置しています。

株主総会

株主総会は、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更の承認等を行います。

取締役会

取締役会は、株主総会で選任された取締役で構成され、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定・解職などを行います。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する任意の機関として、経営会議を設置しています。

代表取締役

代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定され、当社を代表します。

監査等委員会

監査等委員会は、株主総会で選任された監査等委員である取締役で構成され、取締役の職務執行について監査を行うほか、各監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a)運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b)リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a)についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上では是正・改善の検討が行われます。

ファンドに関する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2025年5月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

| 商品分類 | 本数 (本) | 純資産総額 (百万円) |
|------------|-----------|----------------|
| 追加型株式投資信託 | 804 | 42,062,421 |
| 追加型公社債投資信託 | 16 | 1,486,546 |
| 単位型株式投資信託 | 82 | 353,395 |
| 単位型公社債投資信託 | 42 | 101,651 |
| 合計 | 944 | 44,004,014 |

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3 【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、従来、千円未満の端数を切り捨てて表示しておりましたが、当事業年度より百万円未満の端数を切り捨てて表示することに変更しました。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

| | 第39期 (2024年3月31日現在) | | 第40期 (2025年3月31日現在) | |
|-------------------|------------------------|----------------|------------------------|---------------|
| (資産の部) | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金及び預金 | 2 | 58,206 | | 37,354 |
| 有価証券 | | 15 | | 700 |
| 前払費用 | | 679 | | 770 |
| 未収入金 | | 138 | | 25 |
| 未収委託者報酬 | | 21,064 | | 24,418 |
| 未収収益 | 2 | 1,485 | 2 | 1,005 |
| 金銭の信託 | | 10,500 | | 1,650 |
| その他 | | 371 | | 398 |
| 流動資産合計 | | 92,461 | | 66,325 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物 | 1 | 2,936 | 1 | 2,762 |
| 器具備品 | 1 | 1,531 | 1 | 1,045 |
| 土地 | | 628 | | 628 |
| 建設仮勘定 | | 45 | | 747 |
| 有形固定資産合計 | | 5,141 | | 5,184 |
| 無形固定資産 | | | | |
| 電話加入権 | | 15 | | - |
| ソフトウェア | | 5,008 | | 4,452 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 1,587 | | 1,003 |
| 無形固定資産合計 | | 6,612 | | 5,456 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 投資有価証券 | | 13,788 | | 10,302 |
| 関係会社株式 | | 159 | | 159 |
| 投資不動産 | 1 | 1,788 | 1 | 1,712 |
| 長期差入保証金 | | 689 | | 690 |
| 前払年金費用 | | 47 | | - |
| 繰延税金資産 | | 1,088 | | 1,640 |
| その他 | | 45 | | 45 |
| 貸倒引当金 | | 23 | | 23 |
| 投資その他の資産合計 | | 17,583 | | 14,526 |
| 固定資産合計 | | 29,337 | | 25,166 |
| 資産合計 | | 121,799 | | 91,491 |

(単位：百万円)

| | 第39期 (2024年3月31日現在) | 第40期 (2025年3月31日現在) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | | 807 |
| 未払金 | | 474 |
| 未払収益分配金 | | 105 |
| 未払償還金 | | 43 |
| 未払手数料 | 2 | 7,523 |
| | | 8,878 |

| | | | | |
|---------------|---|---------------|---|---------------|
| その他未払金 | 2 | 885 | 2 | 819 |
| 未払費用 | 2 | 8,611 | 2 | 10,352 |
| 未払消費税等 | | 623 | | 1,211 |
| 未払法人税等 | | 2,235 | | 3,187 |
| 賞与引当金 | | 1,182 | | 1,308 |
| 役員賞与引当金 | | 175 | | 259 |
| その他 | | 12 | | 1 |
| 流動負債合計 | | 22,204 | | 26,761 |

固定負債

| | | | | |
|---------------|--|---------------|--|---------------|
| 退職給付引当金 | | 1,608 | | 1,654 |
| 役員退職慰労引当金 | | 30 | | 25 |
| 時効後支払損引当金 | | 250 | | 244 |
| 資産除去債務 | | 1,428 | | 1,444 |
| その他 | | 29 | | 29 |
| 固定負債合計 | | 3,346 | | 3,398 |
| 負債合計 | | 25,551 | | 30,159 |

(純資産の部)

| | | | | |
|---------------|--|---------------|--|---------------|
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | 2,000 | | 2,000 |
| 資本剰余金 | | | | |
| 資本準備金 | | 3,572 | | 3,572 |
| その他資本剰余金 | | 41,160 | | 41,160 |
| 資本剰余金合計 | | 44,732 | | 44,732 |
| 利益剰余金 | | | | |
| 利益準備金 | | 342 | | 342 |
| その他利益剰余金 | | | | |
| 別途積立金 | | 6,998 | | - |
| 繰越利益剰余金 | | 40,236 | | 12,846 |
| 利益剰余金合計 | | 47,577 | | 13,189 |
| 株主資本合計 | | 94,310 | | 59,921 |

(単位：百万円)

| | 第39期 (2024年3月31日現在) | 第40期 (2025年3月31日現在) |
|--------------|------------------------|------------------------|
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,937 | 1,410 |
| 評価・換算差額等合計 | 1,937 | 1,410 |
| 純資産合計 | 96,247 | 61,332 |
| 負債純資産合計 | 121,799 | 91,491 |

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

| | 第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|--|--|--|
|--|--|--|

| | | | |
|----------------|----------------|----------------|--------|
| 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | 98,635 | 114,618 | |
| 投資顧問料 | 3,117 | 3,645 | |
| その他営業収益 | 148 | 2 | |
| 営業収益合計 | 101,901 | 118,266 | |
| 営業費用 | | | |
| 支払手数料 | 4 | 34,494 | 39,884 |
| 広告宣伝費 | | 593 | 692 |
| 公告費 | | 1 | 0 |
| 調査費 | | | |
| 調査費 | | 3,537 | 4,604 |
| 委託調査費 | | 27,296 | 32,816 |
| 事務委託費 | | 1,861 | 2,486 |
| 営業雑経費 | | | |
| 通信費 | | 137 | 156 |
| 印刷費 | | 390 | 389 |
| 協会費 | | 68 | 88 |
| 諸会費 | | 20 | 23 |
| 事務機器関連費 | | 2,531 | 2,925 |
| その他営業雑経費 | | 139 | - |
| 営業費用合計 | 71,070 | 84,071 | |
| 一般管理費 | | | |
| 給料 | | | |
| 役員報酬 | | 400 | 469 |
| 給料・手当 | | 7,202 | 7,985 |
| 賞与引当金繰入 | | 1,182 | 1,308 |
| 役員賞与引当金繰入 | | 175 | 259 |
| 福利厚生費 | | 1,424 | 1,538 |
| 交際費 | | 10 | 12 |
| 旅費交通費 | | 108 | 132 |
| 租税公課 | | 397 | 478 |
| 不動産賃借料 | | 728 | 644 |
| 退職給付費用 | | 381 | 377 |
| 固定資産減価償却費 | | 2,469 | 2,383 |
| 諸経費 | | 490 | 1,174 |
| 一般管理費合計 | 14,971 | 16,765 | |
| 営業利益 | 15,859 | 17,429 | |

(単位：百万円)

| | 第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 54 | 107 |
| 受取利息 | 4 | 12 |
| 投資有価証券償還益 | 204 | 29 |
| 収益分配金等時効完成分 | 17 | 4 |
| 受取賃貸料 | 4 | 214 |
| その他 | 44 | 22 |

| | | |
|---------------------|--------|--------|
| 営業外収益合計 | 496 | 390 |
| 営業外費用 | | |
| 投資有価証券償還損 | 234 | 7 |
| 時効後支払損引当金繰入 | - | 15 |
| 事務過誤費 | 10 | 7 |
| 賃貸関連費用 | 108 | 188 |
| その他 | 25 | 9 |
| 営業外費用合計 | 380 | 227 |
| 経常利益 | 15,975 | 17,592 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 464 | 739 |
| 固定資産売却益 | 1 | 16 |
| 資産除去債務履行差額 | | 87 |
| 特別利益合計 | 568 | 739 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券売却損 | 57 | 138 |
| 投資有価証券評価損 | | 31 |
| 固定資産除却損 | 3 | 20 |
| 固定資産売却損 | 2 | 65 |
| 減損損失 | | 5 |
| 企業結合関連費用 | 6 | 1,187 |
| 事業譲渡関連損失 | | 7 |
| 特別損失合計 | 1,361 | 1,961 |
| 税引前当期純利益 | 15,182 | 16,371 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4 | 4,542 |
| 法人税等調整額 | | 102 |
| 法人税等合計 | | 4,644 |
| 当期純利益 | 10,537 | 11,359 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | |
|----------------------------|-------|-------|----------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 2,000 | 3,572 | 41,160 | 44,732 |
| 当期変動額 | | | | |
| 企業結合による増加 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | |
| 当期末残高 | 2,000 | 3,572 | 41,160 | 44,732 |

| | 利益 準備金 | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 | |
|-------------------------|-----------|-----------|-------------|-------------|--------|--|
| | | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | | |
| | | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 342 | 6,998 | 33,267 | 40,608 | 87,341 | |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 企業結合による増加 | | | 1,602 | 1,602 | 1,602 | |
| 剰余金の配当 | | | 5,171 | 5,171 | 5,171 | |
| 当期純利益 | | | 10,537 | 10,537 | 10,537 | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | 6,969 | 6,969 | 6,969 | |
| 当期末残高 | 342 | 6,998 | 40,236 | 47,577 | 94,310 | |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|----------------------|----------------|--------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 672 | 672 | 88,013 |
| 当期変動額 | | | |
| 企業結合による増加 | | | 1,602 |
| 剰余金の配当 | | | 5,171 |
| 当期純利益 | | | 10,537 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 1,265 | 1,265 | 1,265 |
| 当期変動額合計 | 1,265 | 1,265 | 8,234 |
| 当期末残高 | 1,937 | 1,937 | 96,247 |

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|-------|-----------|--------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本 準備金 | その他 資本剰余金 | 資本 剰余金合計 |
| 当期首残高 | 2,000 | 3,572 | 41,160 | 44,732 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 別途積立金の取崩 | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | |
| 当期末残高 | 2,000 | 3,572 | 41,160 | 44,732 |

| | 利益剰余金 | |
|--|----------|--|
| | その他利益剰余金 | |

| | 利益 準備金 | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | 株主資本合計 |
|-------------------------|-----------|-----------|-------------|-------------|--------|
| 当期首残高 | 342 | 6,998 | 40,236 | 47,577 | 94,310 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剩余金の配当 | | | 45,747 | 45,747 | 45,747 |
| 当期純利益 | | | 11,359 | 11,359 | 11,359 |
| 別途積立金の取崩 | | 6,998 | 6,998 | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | | 6,998 | 27,390 | 34,388 | 34,388 |
| 当期末残高 | 342 | | 12,846 | 13,189 | 59,921 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|----------------------|----------------|--------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,937 | 1,937 | 96,247 |
| 当期変動額 | | | |
| 剩余金の配当 | | | 45,747 |
| 当期純利益 | | | 11,359 |
| 別途積立金の取崩 | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 527 | 527 | 527 |
| 当期変動額合計 | 527 | 527 | 34,915 |
| 当期末残高 | 1,410 | 1,410 | 61,332 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 3年～20年
投資不動産 3年～50年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法について、給付算定期間によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国

際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の单一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する单一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定期

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

| | 第39期 (2024年3月31日現在) | 第40期 (2025年3月31日現在) |
|-------|------------------------|------------------------|
| 建物 | 498百万円 | 682百万円 |
| 器具備品 | 1,643百万円 | 2,168百万円 |
| 投資不動産 | 211百万円 | 288百万円 |

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

| | 第39期 (2024年3月31日現在) | 第40期 (2025年3月31日現在) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 預金 | 39,776百万円 | - |
| 未収収益 | 12百万円 | 16百万円 |
| 未払手数料 | 886百万円 | - |
| その他未払金 | 105百万円 | 43百万円 |
| 未払費用 | 599百万円 | 29百万円 |

(損益計算書関係)

1. 固定資産売却益の内訳

| | 第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 器具備品 | 16百万円 | - |
| 計 | 16百万円 | - |

2. 固定資産売却損の内訳

| | 第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 器具備品 | 65百万円 | 6百万円 |
| 計 | 65百万円 | 6百万円 |

3. 固定資産除却損の内訳

| | 第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|--------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 建物 | 15百万円 | - |
| 器具備品 | 3百万円 | 2百万円 |
| ソフトウェア | 0百万円 | - |

| | | |
|-------|-------|-------|
| 電話加入権 | - | 15百万円 |
| 計 | 20百万円 | 18百万円 |

4. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

| | 第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 支払手数料 | 5,006百万円 | - |
| 受取利息 | 12百万円 | - |
| 受取賃貸料 | 152百万円 | - |
| 法人税、住民税及び事業税 | 132百万円 | 42百万円 |

5. 減損損失

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

| 場所 | 用途 | 種類 | 金額 |
|-----------|---------------|--------|----------|
| 東京都港区（本社） | インターネット直販サービス | ソフトウェア | 1,306百万円 |

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。

現行のソフトウェアについて、利用終了が見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

6. 企業結合関連費用

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

7. 事業譲渡関連損失

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

吸収分割に伴うものであり、データ移管に伴うシステム対応費用であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 (株) | 当事業年度増加 株式数 (株) | 当事業年度減少 株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 211,581 | - | - | 211,581 |
| 合計 | 211,581 | - | - | 211,581 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 5,171百万円 |
| 1株当たり配当額 | 24,440円 |
| 基準日 | 2023年3月31日 |
| 効力発生日 | 2023年6月29日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 45,747百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 216,218円 |
| 基準日 | 2024年3月31日 |
| 効力発生日 | 2024年6月27日 |

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 (株) | 当事業年度増加 株式数 (株) | 当事業年度減少 株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 211,581 | - | - | 211,581 |
| 合計 | 211,581 | - | - | 211,581 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 45,747百万円 |
| 1株当たり配当額 | 216,218円 |
| 基準日 | 2024年3月31日 |
| 効力発生日 | 2024年6月27日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 6,770百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 31,998円 |
| 基準日 | 2025年3月31日 |
| 効力発生日 | 2025年6月27日 |

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | 第39期 (2024年3月31日現在) | 第40期 (2025年3月31日現在) |
|-----|------------------------|------------------------|
| 1年内 | 681百万円 | 681百万円 |
| 1年超 | 851百万円 | 170百万円 |
| 合計 | 1,532百万円 | 851百万円 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第39期(2024年3月31日現在)

| | 貸借対照表 計上額(百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|------------|-------------------|---------|---------|
| (1) 有価証券 | 15 | 15 | - |
| (2) 金銭の信託 | 10,500 | 10,500 | - |
| (3) 投資有価証券 | 13,788 | 13,788 | - |
| 資産計 | 24,303 | 24,303 | - |

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 58,206 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 10,500 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 21,064 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 投資信託 | 15 | 5,351 | 347 | 11 |
| 合計 | 89,786 | 5,351 | 347 | 11 |

第40期(2025年3月31日現在)

| | 貸借対照表 計上額(百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|------------|-------------------|---------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 37,354 | 37,352 | 1 |
| (2) 有価証券 | 700 | 700 | - |
| (3) 金銭の信託 | 1,650 | 1,650 | - |
| (4) 投資有価証券 | 10,099 | 10,099 | - |
| 資産計 | 49,805 | 49,803 | 1 |

(注1) 「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項を適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額202百万円）は上記に含めておりません。

(注3) 現金及び預金に含まれるコーラブル預金（定期預金）（貸借対照表計上額1,000百万円）の時価は、取引先金融機関から提示された価格によってあります。その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。

(注4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注5) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第40期(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 37,354 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 1,650 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 24,418 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 投資信託 | 700 | 3,248 | 268 | 11 |
| 合計 | 64,124 | 3,248 | 268 | 11 |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第39期(2024年3月31日現在)

| 区分 | 時価(百万円) | | | |
|--------|---------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券 | - | 15 | - | 15 |
| 金銭の信託 | - | 10,500 | - | 10,500 |
| 投資有価証券 | 2,014 | 11,773 | - | 13,788 |
| 資産計 | 2,014 | 22,288 | - | 24,303 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第40期(2025年3月31日現在)

| 区分 | 時価(百万円) | | | |
|-------|---------|-------|------|-------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券 | - | 700 | - | 700 |
| 金銭の信託 | - | 1,650 | - | 1,650 |

| | | | | |
|--------|-------|-------|---|--------|
| 投資有価証券 | 2,601 | 7,498 | - | 10,099 |
| 資産計 | 2,601 | 9,849 | - | 12,450 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

第39期(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

第40期(2025年3月31日現在)

| 区分 | 時価(百万円) | | | |
|--------|---------|------|------|-----|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 現金及び預金 | - | 998 | - | 998 |
| 資産計 | - | 998 | - | 998 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

コーラブル預金(定期預金)は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

その他の現金及び預金(貸借対照表計上額36,354百万円)は、上記に含めておりません。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

第39期(2024年3月31日現在)及び第40期(2025年3月31日現在)

関連会社株式(貸借対照表計上額は159百万円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第39期(2024年3月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表 計上額(百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額(百万円) |
|--------------------------|-----|-------------------|---------------|---------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 17,364 | 14,269 | 3,094 |
| | 小計 | 17,364 | 14,269 | 3,094 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 6,939 | 7,241 | 301 |
| | 小計 | 6,939 | 7,241 | 301 |
| 合計 | | 24,303 | 21,511 | 2,792 |

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,500百万円、取得原価は10,500百万円)を含めております。

第40期(2025年3月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表 計上額(百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額(百万円) |
|--|----|-------------------|---------------|---------|
| | | | | |

| | | | | |
|--------------------------|-----|--------|--------|-------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 9,857 | 7,508 | 2,348 |
| | 小計 | 9,857 | 7,508 | 2,348 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 2,795 | 3,086 | 290 |
| | 小計 | 2,795 | 3,086 | 290 |
| 合計 | | 12,652 | 10,594 | 2,058 |

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は1,650百万円、取得原価は1,650百万円)及び投資事業有限責任組合等への出資(貸借対照表計上額は202百万円、取得原価は202百万円)を含めてあります。

3. 売却したその他有価証券

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

| 種類 | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|-----|----------|--------------|--------------|
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | 3,750 | 464 | 57 |
| 合計 | 3,750 | 464 | 57 |

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

| 種類 | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|-----|----------|--------------|--------------|
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | 4,044 | 739 | 138 |
| 合計 | 4,044 | 739 | 138 |

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について31百万円(その他有価証券のその他31百万円)減損処理を行っております。

当事業年度においては、減損処理を行っておりません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | 第39期 | | 第40期 | |
|--------------|-------------------------------|-----------|-------------------------------|-----|
| | (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | | (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) | |
| | 退職給付債務の期首残高 | 3,582 百万円 | 3,652 百万円 | 180 |
| 勤務費用 | | 182 | | 47 |
| 利息費用 | | 39 | | 207 |
| 数理計算上の差異の発生額 | | 79 | | 236 |
| 退職給付の支払額 | | 300 | | - |
| 過去勤務費用の発生額 | | - | | - |
| 企業結合による影響額 | | 226 | | - |

| | | |
|-------------|-------|-------|
| 退職給付債務の期末残高 | 3,652 | 3,437 |
|-------------|-------|-------|

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | 第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|----------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 年金資産の期首残高 | 2,425 百万円 | 2,492 百万円 |
| 期待運用収益 | 43 | 44 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 227 | 62 |
| 事業主からの拠出額 | - | - |
| 退職給付の支払額 | 204 | 116 |
| 退職給付制度終了に伴う調整額 | - | 8 |
| 年金資産の期末残高 | 2,492 | 2,350 |

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | 第39期 (2024年3月31日現在) | 第40期 (2025年3月31日現在) |
|---------------------|------------------------|------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 2,250 百万円 | 2,018 百万円 |
| 年金資産 | 2,492 | 2,350 |
| | 242 | 332 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 1,401 | 1,418 |
| 未積立退職給付債務 | 1,159 | 1,086 |
| 未認識数理計算上の差異 | 558 | 660 |
| 未認識過去勤務費用 | 157 | 92 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,560 | 1,654 |
| 退職給付引当金 | 1,608 | 1,654 |
| 前払年金費用 | 47 | - |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,560 | 1,654 |

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|-----------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 勤務費用 | 182 百万円 | 180 百万円 |
| 利息費用 | 39 | 47 |
| 期待運用収益 | 43 | 44 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 29 | 43 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 65 | 65 |
| 退職給付制度の統合に係る調整額 | 34 | - |
| その他 | 2 | 0 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 251 | 204 |

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 第39期 (2024年3月31日現在) | 第40期 (2025年3月31日現在) |
|-----|------------------------|------------------------|
| 債券 | 62.0 % | 64.7 % |
| 株式 | 35.9 | 33.2 |
| その他 | 2.1 | 2.1 |
| 合計 | 100 | 100 |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | 第39期 (2024年3月31日現在) | 第40期 (2025年3月31日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 割引率 | 1.39 ~ 1.41% | 2.07 ~ 2.11% |
| 長期期待運用収益率 | 1.5 ~ 1.8% | 1.8% |

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度164百万円、当事業年度172百万円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第39期 (2024年3月31日現在) | 第40期 (2025年3月31日現在) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 減損損失 | 389百万円 | 392百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 30 | 28 |
| 未払事業税 | 126 | 173 |
| 賞与引当金 | 362 | 400 |
| 役員賞与引当金 | 33 | 48 |
| 役員退職慰労引当金 | 9 | 8 |
| 退職給付引当金 | 492 | 521 |
| 減価償却超過額 | 199 | 291 |
| 資産除去債務 | 16 | 52 |
| 時効後支払損引当金 | 76 | 77 |
| その他 | 227 | 296 |
| 繰延税金資産 小計 | 1,963 | 2,290 |
| 評価性引当額 | - | - |
| 繰延税金資産 合計 | 1,963 | 2,290 |
| 繰延税金負債 | | |
| 前払年金費用 | 14 | - |
| その他有価証券評価差額金 | 855 | 648 |
| その他 | 5 | 1 |
| 繰延税金負債 合計 | 875 | 649 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,088 | 1,640 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第39期（2024年3月31日現在）及び第40期（2025年3月31日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。
4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、2025年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.62%、2026年4月1日以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%から31.52%に変更しております。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が23百万円増加、その他有価証券評価差額金が17百万円、法人税等調整額が41百万円減少しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

| | 第39期 (2024年3月31日現在) | 第40期 (2025年3月31日現在) |
|----------------|------------------------|------------------------|
| 期首残高 | - | 1,428百万円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 | 1,420百万円 | - |
| 時の経過による調整額 | 7百万円 | 15百万円 |
| 期末残高 | 1,428百万円 | 1,444百万円 |

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第39期（自2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注5) | 科目 | 期末残高(注5) |
|-----|-----------------------|---------|--------------|---------|----------------|---|------------------------------------|--------------------|---------------|------------------|
| 親会社 | 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ | 東京都千代田区 | 2,141,513百万円 | 銀行持株会社業 | 被所有間接100.0% | グループ通算制度 | グループ通算制度に伴う通算税効果額(注1) | 132百万円 | その他未払金 | 105百万円 |
| 親会社 | 株式会社三菱UFJ信託銀行 | 東京都千代田区 | 324,279百万円 | 信託業、銀行業 | 被所有直接100.0% | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2) 投資助言料(注3) | 5,006百万円 463百万円 | 未払手数料 未払費用 | 886百万円 260百万円 |

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注5) | 科目 | 期末残高(注5) |
|-----|-----------------------|---------|--------------|---------|----------------|---------------------------|--------------------------------------|-----------------|--------|----------|
| 親会社 | 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ | 東京都千代田区 | 2,141,513百万円 | 銀行持株会社業 | 被所有直接100.0% | グループ通算制度 経営管理 役員の兼任 | グループ通算制度に伴う通算税効果額(注1) 経営管理手数料(注4) | 42百万円 508百万円 | その他未払金 | 43百万円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案

して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 経営管理手数料については、経営管理契約に基づく取引条件によっております。
5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注4) | 科目 | 期末残高(注4) |
|-------------|--------------------|---------|--------------|-------|----------------|-------------------------------|-----------------------|----------|-------|----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 株三菱UFJ銀行 | 東京都千代田区 | 1,711,958百万円 | 銀行業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1) | 4,354百万円 | 未払手数料 | 1,028百万円 |
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱ | 東京都千代田区 | 40,500百万円 | 証券業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1) | 7,493百万円 | 未払手数料 | 1,449百万円 |

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注4) | 科目 | 期末残高(注4) |
|-------------|------------|---------|--------------|---------|----------------|---|---|--------------------------|---------------------|--------------------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJ信託銀行㈱ | 東京都千代田区 | 324,279百万円 | 信託業、銀行業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1) 投資助言料(注2) | 5,310百万円 451百万円 | 未払手数料 未払費用 | 952百万円 237百万円 |
| 同一の親会社を持つ会社 | 株三菱UFJ銀行 | 東京都千代田区 | 1,711,958百万円 | 銀行業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 取引銀行 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1) コーラブル預金の預入(注3) | 4,747百万円 1,000百万円 | 未払手数料 現金及び預金 | 1,115百万円 1,000百万円 |

| | | | | | | | | | |
|-------------|---------------------|----------|------------|-----|----|-------------------------------|-----------------------|-------------|-------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株 | 東京都 千代田区 | 40,500 百万円 | 証券業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） | 8,404 未払手数料 | 1,572 |
| | | | | | | | | 百万円 | 百万円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

| | | 第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|--------------|--|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | | 454,898.22円 | 289,876.37円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | | 49,804.10円 | 53,688.15円 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | | 第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|---------------------|--|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 当期純利益金額（百万円） | | 10,537 | 11,359 |
| 普通株主に帰属しない金額（百万円） | | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益金額（百万円） | | 10,537 | 11,359 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | | 211,581 | 211,581 |

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親

法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（2024年9月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

| 名称 | 資本金の額 (2024年9月末現在) | 事業の内容 |
|-------------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 40,500 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 野村證券株式会社 | 10,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| バークレイズ証券株式会社 | 38,945 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社 | 4,931 百万円 (2025年3月31日現在) | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い等を行います。

3 【資本関係】

該当ありません。（2025年5月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

| 提出年月日 | 提出書類 |
|-------------|---------|
| 2025年 2月25日 | 有価証券届出書 |
| 2025年 2月25日 | 有価証券報告書 |

独立監査人の監査報告書

2025年 6月 6日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴見将史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田嶋大士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月30日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMAXIS NYダウ上場投信（為替ヘッジあり）の2024年11月27日から2025年5月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MAXIS NYダウ上場投信（為替ヘッジあり）の2025年5月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。